

登録手続き必要書類一覧表（法人タクシー）

種 別		提 出（提 示） 書 類						手 数 料
(1) はじめて登録するとき		登録申請書 (第二号様式)	運転者証交付申請書 (第九号様式)	雇用条件及び 雇用契約証明書	住民票の写し	講習修了証の写し	運転免許証 写真1枚	1,300 円
(2) 登録取消処分後に再び登録するとき		登録申請書 (第二号様式)	運転者証交付申請書 (第九号様式)	雇用条件及び 雇用契約証明書	住民票の写し	講習修了証の写し	運転免許証 写真1枚	1,300 円
【(6) ②と同様の「運転者証」の返納の手続きが終了していない場合は、登録できません】								
(3) 運転免許の停止(40日以上)および運転免許の失効により登録が消除され再び登録するとき		登録申請書 (第二号様式)	運転者証交付申請書 (第九号様式)	雇用条件及び 雇用契約証明書	住民票の写し	講習修了証の写し	運転免許証 写真1枚	1,300 円
【(6) の手続きが終了していない場合は、登録できません】								
(4) 運転免許証を更新したとき		登録事項変更等届出書 (第四号様式)	運転者証訂正・再交付 申請書 (第十号様式)	運転者証			(更新済み) 運転免許証 写真1枚	450 円
(5) 事業者を変ったとき		登録事項変更等届出書 (第四号様式)	運転者証交付申請書 (第九号様式)	雇用条件及び 雇用契約証明書	旧事業者から運転者証が返納されている ことが必要		運転免許証 写真1枚	650 円
(6) 運転免許の失効または停止処分を受けたとき ※再登録時は(3)を参照	① すべての場合に必要	登録事項変更等届出書 (第四号様式)		運転免許の停止(40日以上、短縮関係ナシ)および失効で届出が7日以上遅れている場合は、届出遅れの本人の理由書			※運転免許停止に係るものは処分通知書またはその写し	—
	② 失効および40日以上の免停の場合は①に加えて必要	運転者証返納届	運転者証	運転免許の停止(40日以上、短縮関係ナシ)および失効で運転者証の返納が7日以上遅れている場合は、返納遅れの会社の理由書				—
(7) 運転者証を紛失したとき			運転者証訂正・再交付 申請書 (第十号様式)	てん末書			運転免許証 写真1枚	650 円
(8) 住所が変わったとき		登録事項変更等届出書 (第四号様式)			住民票の写し		(住所変更済) 運転免許証	—
(9) 氏名が変わったとき		登録事項変更等届出書 (第四号様式)	運転者証訂正・再交付 申請書 (第十号様式)	運転者証	住民票の写し または戸籍抄本		(氏名変更済) 運転免許証 写真1枚	450 円
(10) 運転者証を破ったり汚したとき			運転者証訂正・再交付 申請書 (第十号様式)	(破れ・汚れ) 運転者証			運転免許証 写真1枚	650 円
(11) 運転免許証の種類や番号が変わったとき	有効期限が変わったとき	登録事項変更等届出書 (第四号様式)	運転者証訂正・再交付 申請書 (第十号様式)	運転者証			(新規変更済) 運転免許証 写真1枚	450 円
	有効期限が変わらないとき	登録事項変更等届出書 (第四号様式)					(新規変更済) 運転免許証	—
退職したとき		運転者証返納届	運転者証					—

主な
注意
事項

- 上記の(4)(6)(7)(8)(9)(10)(11)の場合は、直ちに(7日以内)必要書類を提出し、手続きをしなければなりません。
- 住民票の写しおよび戸籍抄本は取得後6か月以内のもので**コピーは不可。マイナンバー法による個人番号の記載は不要です。**
- 写真は、6か月以内に写した5センチ角、無帽・正面・無背景で顔の大きさが3センチ以上のもの。
- 事業者は運転者が、退職または行政処分(運転免許の40日以上停止および失効含む)等、運転者としての選任を解いたときは、運転者証を返納届とともに、直ちに(7日以内)返納しなければなりません。